

○国土交通省告示第七百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年七月十九日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））

第3 起業地

1 収用の部分 和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口及び字西原、豊田字真ノ原、東三谷字春日谷、中三谷字不動寺及び字花折並びに西三谷字不動寺地内

和歌山県岩出市根来字根来及び字洞尾、安上字東谷、西安上字荒神、山字池ノ前並びに山小野山国有林地内

和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山、上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内、北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内

2 使用の部分 和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口及び字西原、豊田字真ノ原、東三谷字春日谷、中三谷字宮ノ谷、字不動寺及び字花折並びに西三谷字不動寺及び字横谷地内

和歌山県岩出市今畑字横谷、根来字根来、字東谷及び字洞尾、安上字東谷及び字西畑、西安上字荒神、紀泉台、山字池ノ前、山小野山国有林並びに相谷字蔵谷地内

和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山、上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内、北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市神領字東山地内の打田インターチェンジ（仮称）から和歌山市弘西字宮ノ前地内の和歌山ジャンクション（仮称）までの延長12.2 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」）」（以下「本件専道事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称）」（以下「本件ジャンクション事業」という。）は、同条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、両事業（以下「本体事業」という。）は、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本件専道事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。本件専道事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件専道事業に係る区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件専道事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の改築については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件ジャンクション事業に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件ジャンクション事業に関する許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件ジャンクション事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道24号（京奈和自動車道。以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、奈良市、橋本市等を経て、和歌山市に至る延長約120kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する和歌山県北部地域（以下「本地域」という。）には、世界遺産である高野山や国宝の根来寺多宝塔等の観光資源があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、関西国際空港や近隣の工業地帯を背景に工業団地が立地しているほか、はっさくの栽培等の農業も盛んな地域であり、農産品等は京阪神方面等へ出荷されている。

本地域には物流等を担う幹線道路として一般国道24号や県道粉河加太線があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうしており、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、県道粉河加太線の自動車交通量は、和歌山市山口西地内で12,614台／日であり、混雑度は1.49となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線と高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線とが一体となって、本地域の内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である和歌山県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成11年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目についても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年7月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナニワトンボ、ハネビロエゾトンボ、カスミサンショウウオ等の生息が確認されている。オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。ハヤブサ及びクマタカについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境は計画路線の周辺に広く残されることなどから影響は小さいとされている。ナニワトンボ、ハネビロエゾトンボ及びカスミサンショウウオについては、生息環境を高架で通過することなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、キキョウ、ミズマツバ等が確認されているが、生育地が計画路線から離れていることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本地域の内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第2級の規格に基づく2車線又は4車線の自動車専用道路と、本路線と高速自動車国道とを連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成10年8月18日及び平成11年12月3日に都市計画決定され、平成21年3月31日に変更決定された都市計画と、一部区間の車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件自専道事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、一部区間は2車線の事業として施行するものであるが、土工量、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本件自専道事業の施行に伴う附帯工事及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域の内外を結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、和歌山市長を会長とする和歌山県京奈和自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県紀の川市役所、岩出市役所及び和歌山市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山、上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内、北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内